

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

石垣食品グループは、「良い新製品を開発、製造して利益をあげ国家社会に貢献する」ことを社是としております。これに基づき、株主をはじめ、全てのステークホルダーの満足の増大を図るために「経営の効率性の向上」「迅速な業務執行」「リスクマネジメント及びコンプライアンスの徹底」を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しています。

【原則2-4、補充原則2-4① 中核人材の登用等における多様性の確保】

当社は、女性・外国人・中途採用者の管理職登用につきましては、複数の実績がありますが、人数規模が小さく、母集団としては限られることから、実績値及び目標の開示は行っておりません。

また、当社は人数規模が小さいことから、多様性の確保に向けた人材育成方針と社内環境整備方針の策定と実施状況の開示をすることは困難であると考えますが、当社は国籍、性別等にとらわれずその能力・成果に応じた人事評価を行い、今後の企業及び事業規模の拡大に応じて、実績値や整備方針の策定及び実施状況の開示を行うことについても検討してまいります。

【補充原則3-1③ サステナビリティについての取組み等】

当社は現在、業績や財務状況を改善するなど経営体制の安定化が最優先課題であると考えていることから、人的資本及び知的財産への投資等について、取組みを行うことができておりません。経営体制の安定化が果たせ、その取組みを行うことができるようになった際に、開示を行う方針です。なお、サステナビリティについての取組みについては、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」に記載しております。

【補充原則4-1③、4-3②、4-3③ CEOの後継者計画・選任・解任の監督と手続き】

当社は現状、経営上危機的状況にあるため創業家を含む現経営者での強力なリーダーシップが必要であること、また現代表取締役社長が2020年6月に就任し且つ年齢から考えて交代の必要性が乏しいため、具体的な後継者計画は策定しておりません。しかしながら今後必要となる課題となることは認識しており、業績が安定化し、当社におけるCEO像（資質、経験、職歴、知見、スキル、人格など）を明確にすべきと判断できるようになった際には、策定し明確にしております。

【補充原則4-2① 中長期的な業績と連動する報酬】

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、2021年3月31日開催の取締役会において決議しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、個々の取締役の職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。会社は短期的な利益偏重になることなく、持続的な成長を図る環境を構築していくことが重要と考え、取締役の報酬についても、業績連動報酬並びに非金銭報酬等のように一時的な利益変動に連動させる報酬体系ではなく、すべて金銭による固定報酬としております。

【補充原則4-10① 独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討にあたり、任意の諮問委員会は設置しておりませんが、取締役会の審議に先立ち、複数の独立社外取締役を含む監査等委員会で審議することとしており、取締役会は当該委員会の審議結果を踏まえたうえで、決定することとしております。これにより、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任は果たせるものと認識しております。

【原則4-11、補充原則4-11③ 取締役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会全体の実効性は確保されているものと考えておりますが、その分析・評価及びその概要の開示は行っておりません。当社は、経営の機動的な意思決定・監督権限を強化し、業務分担と効率的な経営・執行体制の確立を図ることを目的として、監査等委員会設置会社制度を採用しております。また、独立社外取締役を複数名選任し、取締役会等において独立的且つ客観的な立場から適宜意見を述べてもらうことで、実効性の高い経営の監督体制を確保しております。

【原則5-2、補充原則5-2① 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は現状、連続して赤字を計上する危機的な状況にあるため、事業ポートフォリオや経営資源配分の見直しは不可欠なものであると考えております。当社グループの事業ポートフォリオは、飲料事業、珍味事業及びインターネット通信販売事業です。その見直し等については現時点で検討の段階にあり、経営計画の公表は行っておりませんが、公表を行う際には、それらの内容について具体的に何を実行するのか等、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式を保有していません。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、議決権を10%以上保有する主要株主が取締役を務めております。
会社法上の利益相反取引規制に該当する場合、又は社内規定に定める基準に抵触する場合、取締役会の承認決議を要します。また当社は、取締役会規程において「競争取引又は会社との自己取引を行った取締役は、遅滞なくその取引につき重要な事実を取締役会に報告しなければならない。」旨定めております。当該取引が会社法上の利益相反取引に該当する場合は会社法356条・365条に従って、取締役会による事前承認及び取締役会への事後報告が必要となります。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、確定給付型企業年金制度を採用しておらず、現在は該当事項がありません。

[原則3-1 情報開示の充実]

(i) 企業理念を当社ホームページにて公表しております。 <http://ishigakifoods.co.jp/idea.html>

(ii) 石垣食品グループは、「良い新製品を開発、製造して利益をあげ国家社会に貢献する」ことを社是としております。これに基づき、株主をはじめ、全てのステークホルダーの満足の増大を図るために「経営の効率性の向上」「迅速な業務執行」「リスクマネジメント及びコンプライアンスの徹底」を推進しております。

(iii) 当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、2021年3月31日開催の取締役会において決議しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、個々の取締役の職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。会社は短期的な利益偏重にならず、持続的な成長を図れる環境を構築していくことが重要と考え、取締役の報酬についても、業績連動報酬並びに非金銭報酬等のように一時的な利益変動に連動させる報酬体系ではなく、すべて金銭による固定報酬とします。

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役石垣裕義及び代表取締役小西一幸が審議し、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役は監査等委員会の取締役報酬に関する意見陳述権を前提とした審議を踏まえて決定することとし、取締役会は決定プロセスを監督する等の措置を講じております。

(iv) 当社は、定款において取締役（監査等委員である者を除く）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内と定めております。現在、取締役の員数は9名であり、そのうち独立社外取締役は2名となっております。

取締役候補者を選定するにあたっては、候補者の経歴や専門性、知見、他の役職員と協力して当社の求める職務規律に即して職務に当たって頂けること等を総合的に勘案して行っております。また、社外取締役には、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べて頂ける方を選任しております。当社の取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関して総合的に考慮した上で、構成しております。なお、社外取締役には他社での経営経験を有する者を含んでおります。

監査等委員でない取締役候補者の指名と選任に際しては、監査等委員会の意見陳述権を前提とした事前審議を経て、また監査等委員である取締役候補者の指名と選任に際しては、監査等委員会の同意を得て取締役会で決議しております。

取締役の解任については、上記の選定の際に期待した役割を果たせないと判断した場合のほか、法令定款等に著しく反する行為を行った場合、その他適格性を欠くと認められた場合、取締役会において解任議案の上程を決定いたします。なお、監査等委員でない取締役の解任については、取締役会の決定前に監査等委員会による審議を経ることとしております。

(v) 取締役個々の選任にあたり、指名した理由は下記の通りです。

石垣裕義（取締役）

当社の営業部長、取締役として、長年にわたり食品の開発・製造・販売の業務に関わってきた知見・経験をいかして、当社の業務にあたることに期待して、取締役に選任しております。

小西一幸（取締役）

当社の経理・総務担当責任者として長年にわたり当社の管理業務に関わってきたことに加え、他社でも同部門での経験を得たことをいかして当社の業務に当たること期待して、取締役に選任しております。

辛澤（取締役）

中国及び日本で会社を設立し経営にあたられている経験をいかして、当社の今後の様々な事業推進に尽力して頂けることを期待して取締役に選任しております。

小池聡（社外取締役）

複数の企業における創業や経営者としての豊富な経験と知見を有しておられることをいかし、当社において、主に、事業推進や会社経営に関して、幅広いご意見を頂けることを期待して取締役に選任しております。

王智栄（社外取締役）

中国において役職員を歴任し、中国におけるビジネスに関して、豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、中国ビジネスに関して、会社から独立した立場からご意見を頂けることを期待して取締役に選任しております。

幹元慶（社外取締役）

日本及び上海で企業を設立されるなど、日本及び中国におけるビジネスに関して、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しておられることから、日本及び中国におけるビジネスに関して、会社から独立した立場からご意見を頂けることを期待して取締役に選任しております。

大倉宏治（監査等委員である取締役）

公認会計士として、財務・会計に関して、豊富な経験と深い見識・専門性を有しておられることから、その職歴を通じて監査等委員として活躍して頂けることを期待して取締役に選任しております。

穴井克宜（監査等委員である社外取締役）

大分県警察の警察署長を歴任し、法令順守に関して、豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、法令順守に関する経験と見識をいかして、会社から独立した立場からご意見を頂けることを期待して取締役に選任しております。

山田長正（監査等委員である社外取締役）

長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しておられることから、法律の専門家として、会社から独立した立場からご意見を頂けることを期待して取締役に選任しております。

なお、社外取締役候補者につきましては、株主総会招集通知において指名理由を開示しております。

<http://ishigakifoods.co.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/06/a272e7c05528f4a05a99fc7619efdeca.pdf>

[補充原則3-1③ サステナビリティについての取組み等]

当社は社是を「良い新製品を開発、製造して利益をあげ国家社会に貢献する」、企業理念を「私たちは、お客様が買ってよかった、また買いたいと思っただけの食品を開発・製造・販売し続けることを使命とし、お客様、会社に関わる方へ感謝の気持ちと謙虚な気持ちを持ち、社員全員で協力しあい、使命を達成します。」と定め、企業活動の根幹にあるものとして役職員が共有しております。この「良い新食品」「買ってよかった、また買いたいと思っただけの食品」は、時代の要請により変遷いたしますが、昨今の情勢の中では、地球環境問題への配慮や健康といった分野への配慮は当然に欠かさないものであると考えております。例えば当社のお茶製品は液体飲料とは異なり、プラスチックやペットボトルを極力使用しない包装形態となっており、商品改良においても無漂白の紙バックへの変更や賞味期限の長期化といった環境負荷の低減といった配慮も欠かせないものと考えております。この考え方は食品の開発・製造においてだけでなく、新規に進出・投資する事業領域においても重要な経営課題

と考えております。

[補充原則4-1① 取締役会の経営陣に対する委任の範囲]

当社は、法令で定められた取締役会決議事項について、取締役会規程、組織規程及び稟議規程等の社内規程に定めております。取締役会に付議すべき事項として、法令及び定款に基づき取締役会が判断・決定すべきとされる事項のほか、一定額以上の取引や資産の取得・処分に係る事項等が含まれる旨、定められております。なお、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨を、定款において定めております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社は、社外取締役の独立性については、東京証券取引所が示す独立性判断基準等を考慮して判断しています。また、社外取締役には、豊富な知識、経験に基づき客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べて頂ける方を選任しております。

[補充原則4-11① 取締役会の構成に関する考え方及び各取締役のスキル・選任]

「取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方」については、補充原則3-1 (iv) に記載のとおりです。当社の取締役会は、営業部門（営業）、他社を含む経理部門（経理・財務）、起業家（企業経営）、弁護士（法務）、元役人、元警察署長（法令遵守）など高い専門知識や豊富な経験を持ち、日本人に加え中国人も含み、また年齢構成も1957年生から1975年生まで幅広い役員で構成されています。

また監査等委員会は、財務・会計に関して十分な知見を有する公認会計士と、法務に詳しい弁護士、法令順守に詳しい元警察署長から構成されております。

[補充原則4-11② 取締役の兼任状況]

当社において、現時点で社外取締役を含む取締役が他の上場会社役員を兼任している事例はございません。今後、社外取締役を含む取締役が他社で役員等を兼任する場合には、その兼任状況を、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、開示してまいります。

[補充原則4-14② 取締役に対するトレーニングの方針]

当社では、取締役全員が取締役会終了後に外部セミナービデオを視聴することに加え、各取締役が、担当業務分野に関するセミナー等に、各自の判断で必要に応じて参加することを方針としております。

当社の各取締役は、自身の業務執行又は経営監督を行うに当たって必要となる知見を備えた上で就任しております。また、各取締役は就任時に当社の事業・財務・組織状況や対処すべき課題等に関する必要な知識を取得しており、就任後においても必要に応じて外部セミナーを受講し、自身の研鑽に努めております。

なお、各取締役は、取締役会において専門的な意見を含む建設的な議論を通じて切磋琢磨し、また自身の役割と責務を再認識する機会を得ております。各担当者からの業務報告の中で、法律や諸制度の改正等についても報告並びに情報共有を行っており、より適切な業務の執行と監督に資する様に取り組んでおります。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

(i) 当社は、代表取締役社長を中心としてIR活動を行っております。

(ii) 上記IR担当取締役は、株主を含む外部対応を担当する経理総務部を統括しており、IR活動全般を通じて日常的に連携が図られております。

(iii) 代表取締役社長を中心として、投資家からの電話取材や面談等のIR取材は積極的に受け入れております。開示事項を自社ホームページに掲載し、株主を含むステークホルダーからのメールや電話といった手段での問合せに対して真摯に対応しており、また、株主や投資家、証券会社等からの面談やインタビューの希望に対しても、社内人員が少ないこともあり、代表取締役社長をはじめとする取締役が可能な限り対応すること、株主を含むステークホルダーに対し理解を得る努力を行っております。また、社外取締役や監査等委員である取締役による面談やインタビューも、現時点では実施しておりませんが、必要があると認められる場合には検討を行い、対応する方針でございます。現時点で、株主総会以外の決算説明会等の実施や、法律や証券取引所規則が求めるもの以外の資料発表は行っておりませんが、今後必要に応じて検討を行ってまいります。

(iv) 株主総会のほか、株主を含むステークホルダーからの電話やメールによる問合せ、面談、インタビュー対応等については、取締役会で報告を行い、情報共有を行っております。

(v) 当社は、投資家との対話について、当該対話を実施する日が決算発表の直前に該当する場合には、発表後の方が対応がしやすく説明内容も充実するといった説明で発表後に誘導するなど、インサイダー情報の管理にも留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
辛 澤	4,369,000	38.20
石垣 裕義	696,500	6.09
INTERACTIVE BROKERS LLC	403,300	3.53
株式会社 石垣共栄会	338,000	2.96
石垣 靖子	209,500	1.83
J.P.MORGAN SECURITIES PLC	112,100	0.98
井上 絵美	100,000	0.87
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	84,506	0.74
志村 孝史	81,700	0.71
張本 進	64,200	0.56

支配株主（親会社を除く）の有無

――

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小池 聡	その他											
王 智栄	その他											
幹 元慶	その他											
穴井 克宜	その他											
山田 長正	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小池 聡			----	小池聡氏は、複数の企業の創業や、経営者としての職務に当たられてきた豊富な経験と幅広い知見を有しておられることを当社の経営にいかして頂き、主に、事業推進や会社経営に関して、幅広いご意見を頂けることを期待して社外取締役に選任いたしました。

王 智栄			----	王智栄氏は、中国において役職員を歴任し、中国におけるビジネスに関して、豊富な経験と幅広い見識を有しておられることをいかし、当社において、主に、中国ビジネスに関して、ご意見を頂けることを期待して社外取締役を選任いたしました。
幹 元慶			----	幹元慶氏は、日本及び上海で企業を設立されるなど、日本及び中国におけるビジネスに関して、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しておられることをいかし、当社において、主に、日本及び中国におけるビジネスに関して、ご意見を頂けることを期待して社外取締役に選任いたしました。
穴井 克宜	○	○	----	穴井克宜氏は、大分県警察の警察署長を歴任し、法令遵守に関して、豊富な経験と幅広い見識を有しておられ、会社から独立した立場からご意見を頂けることが期待できることから、独立役員に指定するものであります。
山田 長正	○	○	----	山田長正氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しておられ、会社から独立した立場からご意見を頂けることが期待できることから、独立役員に指定するものであります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	0	1	2	なし

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務の補助は内部監査室が行い、内部監査室の担当取締役又は使用人は、内部監査対象となる各業務部門の担当外の者が行うことで、その独立性を確保している。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、四半期決算、事業年度及び必要に応じて、相互報告と意見交換を行う。
また会計監査人は監査等委員会に、監査計画について相互説明と意見交換を行う。
監査等委員会は内部監査室の任命を行い、必要に応じて、相互報告と意見交換を行う。
また監査等委員会及び内部監査室は、監査計画について相互説明と意見交換を行う。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

役員に対する報酬については、2008年度に役員退職慰労金制度を廃止して以後、月額報酬に一本化しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年3月期における当社の取締役に対する報酬は、取締役(監査等委員を除く)5名に対して総額12,384千円、取締役(監査等委員)6名に対して総額5,650千円(うち社外取締役に対するもの4,300千円)です。なお、取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2016年6月29日開催の第59期定時株主総会において年額36,000千円以内と決議しております(ただし使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は3名です。

また、取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2020年6月26日開催の第63期定時株主総会において年額9,600千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は3名(うち、社外取締役は2名)です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、2021年3月31日開催の取締役会において決議しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容は、個々の取締役の職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。会社は短期的な利益偏重になることなく、持続的な成長を図れる環境を構築していくことが重要と考え、取締役の報酬についても、業績連動報酬並びに非金銭報酬等のように一時的な利益変動に連動させる報酬体系ではなく、すべて金銭による固定報酬とします。

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役石垣裕義及び代表取締役小西一幸が審議し、取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額としております。

当該権限が適切に行使されるよう、代表取締役は監査等委員会の取締役報酬に関する意見陳述権を前提とした審議を踏まえて決定することとし、取締役会は決定プロセスを監督する等の措置を講じております。

【社外取締役のサポート体制】

会議資料の事前配布や事前説明、重要事項が発生した場合の適宜報告等を必要に応じて行う。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社はコーポレート・ガバナンスに関して、経営の透明性、公平性の確保及び企業価値の最大化を図ることを経営上の重要課題とすることを基本的な考え方としております。

(1) 企業統治の体制

・企業統治の体制の概要

当社は監査等委員会設置会社制度を採用しております。

監査等委員である取締役3名のうち2名を社外から登用し、経営管理体制を強化しております。また、迅速な意思決定を図るために、取締役全員が出席する取締役会を月1回の割合で開催し、月次業績及び経営課題についての討議、重要事項の決定、業務執行の監視を行っております。

・内部統制システムの整備の状況

業務の執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努めております。

また、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修の実施を行っております。

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を構築・整備・運用しております。

・リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理は、業務執行にあたる取締役のほか、監査等委員である取締役を含む役員全員が出席する取締役会が、その監視等にあたるものであります。

取締役会は原則月1回開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めております。

業務執行については、組織規程に定める職務分掌、各職位の職務権限等の規程に則り、それぞれの決裁権限及び責任、手続きの詳細について定めております。

代表取締役が筆頭として「内部統制の評価・報告」を行い、リスク管理及び法令遵守を徹底し、リスクが顕在化することを防止するとともに、リスクの軽減を図っております。

また、大規模自然災害に備え、社員の安全確保・事業活動の継続・社会貢献に対する強化・推進を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から監査等委員会設置会社へ移行しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送につきましては、法定に定める発送期日より早期の発送を行っており、2021年は株主総会開催日の18日前に発送を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報（決算短信等）を中心に適時開示資料等を、ホームページに掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	多様なステークホルダーからの期待や要請に対し、当社グループ全体で応えられるよう、また、会社法や金融商品取引法等の法制度等に適切に対応できるよう、社内の意識及びコーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

更新

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

業務の執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努める。

また、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

その保存媒体に応じて適法・適切に保存及び管理を行う。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役を筆頭として「内部統制の評価・報告」を行い、リスク管理及び法令遵守を徹底し、リスクが顕在化することを防止するとともに、リスクの軽減を図る。

また、大規模自然災害に備え、社員の安全確保・事業活動の継続・社会貢献に対する強化・推進を図る。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、法令及び定款に定められた事項並びに経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めるものとする。

業務執行については、組織規程に定める職務分掌、各職位の職務権限等の規程に則り、それぞれの決裁権限及び責任、手続きの詳細について定める。

ホ. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社規程に基づき、業務執行報告会議等を開催し経営管理を行うものとする。

また、企業集団においても、当社の企業倫理規程、リスク管理規程に基づき指導を行う。

ヘ. 監査等委員の職務の執行を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合においては、その要請に応じ、監査等委員会と協議のうえ職務を補助すべき使用人を任命することとする。また、その異動については監査等委員の意見を徴しこれを尊重するものとする。

ト. 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部署の担当役員又は使用人は、監査等委員に対し定期的に内部監査の実施状況を報告する。また、監査等委員は必要に応じて随時報告を要請することができる。

内部統制評価制度の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員への適切な報告体制を確保するものとする。

なお、取締役及び使用人は当社の業務又は業務に影響を与える重要な事項について監査等委員に随時報告するものとする。また、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

チ. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を構築・整備・運用する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で臨んで参ります。

なお従来より株主総会の警備を、警察署刑事組織犯罪対策課暴力団対策係に依頼しており、適宜情報交換を行っております。また適宜、各種研修会への参加や情報収集活動を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

株主価値の維持・向上のため、株主の意思と他社導入事例等を踏まえて買収防衛策の導入の要否を検討します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 当社は、インサイダー情報の管理及び当社並びに子会社の役員・社員・その他雇用契約を締結する全ての者の当社「株券等」の取引に関する行動基準を定め、法令に違反するインサイダー取引を未然に防止することを目的とする「インサイダー取引防止・適時開示規程」を制定しており、諸法令等の改正に合わせ順次改正を行ってまいります。
2. 重要なインサイダー情報の社内管理、証券取引所への対応及び内部情報の適時開示の情報管理について「経理総務部長」を責任者とし、インサイダー情報は、役職員所管部の長を通じ、情報監理責任者に報告される体制となっております。
3. 上記体制のもと、集められたインサイダー情報が諸法令等で定める重要事実に該当するか否かを、情報管理責任者が代表取締役の指示を仰ぎつつ、外部機関等と連携し判断しております。
4. 重要なインサイダー情報は発生後遅滞なく公表するものとし、具体的な内容及び時期は、取締役会等の決議を経て行うことを原則としております。ただし、その情報が取締役会において検討されたことのない事項に関するもので、当社にとって重要な事項であると判断される場合には、適時開示の精神に則り、代表取締役の承認により開示を行い、その後取締役会に報告を行うこととしております。なお、代表取締役に事故があったときは、その他の役職員が行うこととしております。
5. 重要なインサイダー情報の公表は、情報取扱責任者に指定された役職員がこれを行うこととしております。
6. 公表した適時開示資料については、当社のホームページに掲載する等、ディスクロージャーに努めることとしております。

【ガバナンス・内部統制の体制図】

